

学友会に所属するサークル・同好会の代表の方へ

大学では、サークル・同好会の皆さんに継続して活動をしていただきたいと考えていますので、社会的ルール、学内ルールを守って保健医療福祉専門職者を目指す学生としてふさわしい活動をしましょう。学友会公認の団体として、責任をもった行動とマナーを期待しています。

また、各団体が、聖灯祭や新入生歓迎会など学友会活動へ積極的に参加し、大学の課外活動を盛り上げましょう。

施設使用の利用について

- ① 使用した施設は、原状復帰をし、次に使用する人に迷惑をかけない。
- ② 教室にある備え付けの視聴覚機器は、原則使用しない。
- ③ 鍵の貸し借りは、団体同士でしない。借りた鍵は責任をもって迅速に返却する。
(聖隷クリストファー中高校生や外部団体から鍵の返却を頼まれても受け取らない。)
- ④ 水曜日の3時限目(13:00~14:20)は、礼拝のため施設の貸出は行わない。

1. 体育施設

◆第一体育館

- ・サークルの予約は、学友会の決定(場所・曜日・時間)に基づいて学生サービスセンターが行います。定期使用時間は18時から21時までです。それ以外の時間に使用する場合はその都度予約してください。
- ・鍵の借用手続きは、各サークルで決めた担当学生が必ず行なってください。
- ・使用しない時は事前に連絡してください。また長期休業期間中(特に8月、9月、3月)の使用については、別途学生サービスセンターにお知らせください。
- ・使用の際は、近隣施設の駐車場に無断で駐車するのは絶対にしないでください。
- ・体育館用シューズを必ず使用してください。また、シューズは必ず持ち帰って下さい。
- ・設備、備品、器具等を破損した場合は、すみやかに学生サービスセンターへ申し出てください。
- ・飲食をする場合は玄関ロビーとし、フロアでは絶対に飲食をしないでください。また、飲食で出たごみは必ず持ち帰って下さい。
- ・館内にある体育教員室には常時施錠してありますが、開いている場合でも絶対に入らないでください。
- ・使用後はフロアのモップかけ等の清掃を行ない、戸締り・消灯・玄関施錠をして21時までに完全に退出してください。

◆テニスコート

- ・サークルの予約は、学友会の決定(場所・曜日・時間)に基づいて学生サービスセンターが行います。定期使用時間は18時30分から21時までです。それ以外の時間に使用する場合はその都度予約してください。
- ・鍵の借用手続きは、各サークルで決めた担当学生が必ず行なってください。※鍵の借用の際は、学生証が必要です。
- ・使用しない時は事前に連絡してください。また長期休業期間中(特に8月、9月、2月、3月)の使用については、別途学生サービスセンターにお知らせください。
- ・駐車場を利用する際は、決められて場所に駐車し、路上には、絶対に止めないでください。
- ・コート内の照明は利用するコートのみ点灯するよう心掛けてください。
- ・使用後は、コート整備を必ず行い、他に利用者がいない場合は、施錠・消灯を確実にし、21時までに完全に退出してください。
- ・退出後はすみやかに解散し、路上などにとどまり周辺住民へ迷惑をかけることのないようにしてください。

◆フットサルコート

- ・予約については、前年度の2月末日までに「年間活動計画書」を学生サービスセンターに提出してください。なお、使用しない時は事前に連絡してください。
- ・鍵の借用手続きは、各サークルで決めた担当学生が必ず行なってください。※鍵の借用の際は、学生証が必要です。
- ・使用後は、コート整備を必ず行い、他に利用者がいない場合は、施錠・消灯を確実にし、21時までに完全に退出してください。
- ・退出後はすみやかに解散し、路上などにとどまり周辺住民へ迷惑をかけることのないようにしてください。

◆野球場

- ・予約については、前年度の2月末日までに「年間活動計画書」を学生サービスセンターに提出してください。
- ・定期使用時間は、平日19時から21時、土日は9時から12時までです。使用しない時は事前に連絡してください。

2. 音楽関係

◆4号館4階 4401 音楽室、4402 音楽室および 4406 音楽室

- ・学友会決定に基づいて、学生サービスセンターでセメスターごとに予約をします。使用しなくなった場合は、必ず事前に学生サービスセンターへ連絡してください。
- ・鍵の借用手続きは、各サークルで決めた担当学生が必ず行なってください。※鍵の借用の際は、学生証が必要です。
- ・3号館の教室のうち、4号館に近く、かつ3階以上の教室(主に3601大教室、3301、3302小教室)で行事や授業を行う場合は、音の影響を受ける可能性があるため、万が一苦情が出た場合、その時間帯の活動を控えていただく場合があります。
- ・長期休業期間中(特に8月、9月、2月、3月)の使用については、学生のサークル活動が優先されますが、事前に活動日を別途学生サービスセンターにお知らせください。ただし、次の場合は活動を控えるようご協力をお願いします。
 - ①祝祭日
 - ②定期試験日
 - ③追再試験日
 - ④入試日などで立ち入り制限のある日
 - ⑤オープンキャンパスなどの対外行事実施日
 - ⑥一斉休業期間
- ・部屋・備品の管理は、各サークル・同好会で責任を持ってください。

◆1号館 1204 音楽室

- ・学友会決定に基づいて、学生サービスセンターでセメスターごとに予約をします。使用しなくなった場合は、必ず事前に学生サービスセンターへ連絡してください。
- ・定期使用する場合の利用開始可能時間は18時以降です。また、音楽室・準備室を含めてサークル・同好会の物品、私物を保管場所として利用しないでください。

3. 学生・同窓会館

◆1階談話室(和室・洋室)

- ・学友会の決定に基づいて学生サービスセンターで半年間の予約をします。使用しなくなった場合は必ず事前に学生サービスセンターへ連絡してください。
- ・襖(ふすま)は破損のおそれがある為、原則外さないでください。やむを得ず外す場合は元に戻してください。
- ・長期休業期間(特に8月、9月、2月、3月)の使用については、別途学生サービスセンターにお知らせください。
- ・お菓子のクズが原因と思われる蟻の発生が頻繁に起きています。使用後は必ず掃除をして下さい。

◆1階多目的ホール

- ・学友会の決定に基づいて学生サービスセンターで半年間の予約をします。使用しなくなった場合は必ず事前に学生サービスセンターへ連絡してください。
- ・鍵の借用手続きは、各サークルで決めた担当学生が必ず行なってください。※鍵の借用の際は、学生証が必要です。
- ・卓球台などの備品を利用したあとは原状復帰をしてください。
- ・室内にゴミ箱がないため、飲食で出たゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・出入口は、西出入口(5号館側)を利用してください。なお、東口(道路側)は、防犯上の理由から平日(月～金)17時以降、土曜日は終日出口専用になります。
- ・学生・同窓会館の施錠は、平日(月～金)21時、土曜日17時に各部屋を確認した上で出入口(西口・東口)を施錠します。

◆2階学友会室(S205)

- ・学友会の決定に基づいて学生サービスセンターで半年間の予約をします。使用しなくなった場合は必ず事前に学生サービスセンターへ連絡してください。
- ・鍵の借用手続きは、各サークルで決めた担当学生が必ず行なってください。※鍵の借用の際は、学生証が必要です。
- ・出入口は、西出入口(5号館側)を利用してください。なお、東口(道路側)は、防犯上の理由から平日(月～金)17時以降、土曜日は終日出口専用になります。
- ・学生・同窓会館の施錠は、平日(月～金)21時、土曜日17時に各部屋を確認した上で出入口(西口・東口)を施錠します。
- ・部屋・備品の管理は、各サークル・同好会で責任を持ってください。

◆2階学生自習室

- ・学生が自由に使用出来る自習室です。団体の打ち合わせなどには使用出来ません。自習で使用する場合でも私語などは慎み、グループワーク等で意見交換などが必要な場合は、演習室、図書館ラーニングコモンズなどを利用して下さい。

4. その他の施設

◆1601 調理実習室

- ・使用にあたっては、遅くとも1週間前までに学生サービスセンターに申し出てください。学生サービスセンターで状況を確認し、代表の方に連絡します。使用可能な場合は、学生サービスセンターに施設使用願を提出してください。
- ・使用時間は原則18時から21時まで(21時には校舎外に出てください)です。
- ・冷蔵庫・流し・ゴミ箱には、生ゴミを残さなさないようにしっかり清掃をしてください。後日腐敗したゴミによって授業等に迷惑をかけないように、責任者が清掃チェックを必ず行ってください。
- ・器具は調理室外に持ち出さないでください。
- ・食器等鍵のかかっている戸棚の中にあるものは授業用のため使用できません。

◆教室等

- ・使用にあたっては、遅くとも1週間前までに学生サービスセンターに申し出てください。事前に学生サービスセンターのHPで空き状況を確認してください。使用可能な場合は、学生サービスセンターに施設使用願を提出してください。
- ・使用時間は原則18時から21時まで(21時には校舎外に出てください)です。

5. サークル活動中のケガおよび事故

- ・サークル活動中にケガをした場合、保険が適用される場合があるので、学生サービスセンターに連絡してください。
- ・サークル活動中及びその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊してしまった場合も、保険が適用される場合があるので、学生サービスセンターに連絡してください。※ボランティア活動の実施を目的としたサークルが対象となります。

6. 学外団体への加入

- ・学外団体への加入については、顧問の承認を得て、学友会サークル担当者に届け出ると同時に学生サービスセンターにて所定の手続きを行ってください。
- ・個人で他大学の学外団体へ加入する場合は、学生サービスセンターに申し出てください。

7. 外部指導者の招聘について

- ・外部指導者を招聘する場合は、1月下旬までに「招聘許可願」を学生サービスセンターに提出してください。
- ・承認されたのち、手続きについて学生サービスセンターから説明をします。

8. 掲示物について

- ・掲示物を学内に貼付するには、学友会長の承認印が必要です。掲示を希望する場合は、学生サービスセンターに申し出て、学友会長が承認印を押印後、各団体のサークルポストに配布されます。
- ・学友会関係の掲示物を学内に貼付できるのは、原則「学生ホール」および「1号館地下掲示板」です。その他の掲示板等に貼付を希望する場合は学生サービスセンターに願い出てください。

9. 熱中症対策について

- ・サークル代表者は、暑い時期の活動において、熱中症による事故への対策をとり、部員の安全を第一に考えて活動を行ってください。
- ・環境省が提供している「熱中症防予情報サイト」への登録をお願いします。

10. その他

- ・歓迎会等を行う際には、飲酒ルールやマナー・禁煙について、改めて確認をしてください。
- ・大学の敷地内(中庭)での火気取扱い(花火、BBQ、焚火など)は禁止です。